Make More Sustainable
サステナブルインフラの「いちご」

2021年1月7日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごオフィスリート投資法人
代表者名　執行役員　髙塚　義弘
（コード番号 8975）www.ichigo-office.co.jp
資産運用会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　岩井　裕志
問合せ先　執行役員オフィスリート本部長　平岡　早苗
（電話番号　03-3502-4891）

資産運用会社における社内規定（運用ガイドライン）の一部変更（自己投資口の取得および消却に関する規定の追加）のお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社（以下、「本資産運用会社」という。）は、本日、運用ガイドラインの一部を変更することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 運用ガイドライン変更の理由

本投資法人は、中規模オフィスに特化したポートフォリオを構築し、いちごの「心築」（※）を軸としたビジネスモデルを最大限活用することにより、戦略的バリューアップやきめ細かな物件管理を通じて、持続的な成長と分配金の向上を実現し、投資主価値の最大化を目指した運用に注力しております。今後ともこうした取り組みを継続する一方、Jリート市場の環境や、本投資法人の投資口価格の動向等に鑑み、資本政策の一環として自己投資口の取得および消却を行うことは、中長期的な投資主価値の向上に資する一つの手段であると考えております。従いまして、本資産運用会社は、自己投資口の取得に係る本投資法人の規約第8条第2項に基づき、本資産運用会社の運用ガイドラインにおいて、自己投資口の取得および消却に関する規定を追加することといたしました。

なお、本件運用ガイドラインの規定追加に併せ、本投資法人は本日付で投資信託及び投資法人に関する法律第80条の5に基づく、自己投資口の取得を決定いたしました。本投資法人の投資口価格の水準、手元資金をはじめとする財務状況、マーケット環境等を総合的に勘案し、自己投資口の取得および消却を行い、1口当たりの純資産、純利益および分配金を向上することが投資主価値の最大化につながるという判断に基づいております。

詳細については、本日付発表の「自己投資口取得に係る事項の決定のお知らせ」および「2021年1月7日付で公表した取り組みに関する補足資料」をご参照ください。

※ 心築（しんちく）とは、いちごの技術とノウハウを活用し、一つ一つの不動産に心をこめた価値向上を図り、現存不動産に新しい価値を創造することをいいます。

2. 運用ガイドライン変更日

2021年1月7日

3. 運用ガイドラインの変更内容

運用ガイドラインの変更内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行運用ガイドライン	変更後
第13条（財務方針） 1.（記載省略） 2.（記載省略） 3.（記載省略） 4.（記載省略） 5.（新設）	第13条（財務方針） 1.（変更なし） 2.（変更なし） 3.（変更なし） 4.（変更なし） 5. 自己投資口の取得及び消却については、下記の基本方針に従って実施する。 (1) 資本効率の向上及び投資主還元強化の観点から、財務、資本政策の一環として自己投資口の取得及び消却を行うことも検討する。 (2) 自己投資口の取得及び消却の検討にあたっては、中長期的な投資主価値の向上の観点から、財務状況、金融市場の状況等を慎重に見極めた上で、可否を判断するものとする。

4. 自己投資口の取得および取得後の手続きについて

本投資法人は、本日付で、投信法の定めに基づき、役員会において自己投資口取得に係る事項（取得する投資口の口数、投資口の取得と引換えに交付する金銭の総額、取得期間、取得方法等）について具体的な決定を行いました。詳細は本日付発表の「自己投資口取得に係る事項の決定のお知らせ」および「2021年1月7日付で公表した取り組みに関する補足資料」をご参照ください。また、取得終了時には、取得結果について開示を行うものといたします。

本投資法人は、取得した自己投資口について、投信法の定めに基づき、役員会の決議により、今期（2021年4月期）中に全てを消却する予定です。

5. 今後の見通し

本件運用ガイドラインの規定の追加による本投資法人の業績への影響はありません。

以　上